建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領

(目的)

第1条 公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠となっている。本要領は、技能者の技能と経験に応じた賃金の支払い及び処遇改善などに資する建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を目的とした工事の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 下請企業 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方を除く。

(2) 技能者 元請企業(建設業法第2条第5項に規定する元請負人をいう。)及び下請企業の従業員で建設技能者として就労する者並びに一人親方を含む。

(対象工事)

第3条 札幌市が発注する工事で、特記仕様書に CCUS 活用工事の試行対象である旨を記載している工事をいう。

(実施方法)

第4条 受注者が評価基準を満たした場合、工事成績評定において加点評価を行う。

2 工事成績評定における加点評価は、次のとおり行う。

(1) 受注者は、CCUS の活用について、希望の有無を記載した工事施工協議簿を工事監督員に提出すること。

(2) 評価内容及び評価基準は次のとおりとする。達成状況については、同表に掲げる書類を工事監督員に提出し、確認を受けること。

評価内容	評価基準	提出書類
施工体制に登録された技能者による就業履歴の有無	受注した工事の就業履歴一覧(月別カレンダー)において以下の全てを満たした就業履歴(1名以上)が確認できること。 ○事業者 ID 及び事業者名が登録され、表示されていること。 ○「IC カード」による就業履歴があること。 ○職種が登録され、表示されていること。	就業履歴一覧 (月別カレンダー)

（3）受注者が前号の表に掲げる評価基準を満たした場合は、工事施工成績評定基準の工事成績採点の考査項目別運用表における評価項目「5創意工夫　その他」欄に「CCUS 活用工事の基準達成」と記載して加点（+1.0）評価する。

（CCUS に係る費用）

第5条 CCUS に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。

（アンケートの実施）

第6条 CCUS 活用工事の検証を行うため受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。受注工事における CCUS 活用の有無にかかわらず、別紙1のアンケートに回答のうえ、しゅん功検査後すみやかに発注者に提出すること。

（特記仕様書）

第7条 特記仕様書の記載例は、別記のとおりとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年12 月2日以降告示する工事から施行する。

別記

特記仕様書記載例

　この工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の試行対象である。建設キャリアアップシステム（CCUS）活用に取り組むことの希望の有無を記載した工事施工協議簿を工事監督員に提出すること。詳細は「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」を参照すること。